平成２２年（フ）第１２１号
茨城県下妻市半谷766番地17
債務者　関本　修一
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４４号
茨城県常総市大輪町906番地２
債務者　中村　拓明
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４９号
茨城県筑西市小川1546番地　小石川住宅２号
債務者　渡邊　嘉之
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５３号
茨城県坂東市大口2261番地１、前住所茨城県常総市内守谷町2752番地３
債務者　福原　孝喜
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５４号
茨城県坂東市大口2261番地１、前住所茨城県常総市内守谷町2752番地３
債務者　福原　純子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１７９号
茨城県坂東市平八新田47番地
債務者　岩井　伸朗（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８０号
茨城県坂東市平八新田47番地
債務者　岩井　澄江
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８１号
茨城県筑西市宮後2387番地
債務者　大部　武男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８２号
茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目25番地８
債務者　張替冨美子（旧姓野本）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８７号
茨城県坂東市逆井1363番地19、前住所茨城県猿島郡境町1155番地91
債務者　稲毛田節子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８８号
茨城県筑西市幸町１丁目13番１号　星野ハイツ203
債務者　宮田　良一
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１９５号
茨城県古河市大和田336番地１
債務者　市村　佳之
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１９７号
茨城県坂東市沓掛6444番地
債務者　板垣　通子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０３号
茨城県古河市西牛谷840番地２　タテノハイツＡ―201
債務者　掛川　浩孝
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６０号
金沢市瓢箪町５番７号、従前の住所金沢市北安江２丁目７番24号
債務者　小紙　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２９５号
金沢市菊川１丁目８番５号
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３０７号
金沢市高畠１丁目454番地　高田荘３号室
債務者　山﨑　清次
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１５号
石川県石川郡野々市町堀内５丁目297番地セントラルハイム302号、従前の住所石川県石川郡野々市町字徳用町270番地、従前々の住所石川県羽咋郡宝達志水町今浜ヲ410番地
債務者　竹原圭太郎
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
金沢地方裁判所